

独立行政法人大学入試センター広報委員会規則

〔平成23年4月28日〕
規則第33号

改正 平成26年3月31日規則第6号

改正 平成30年9月30日規則第30号

独立行政法人大学入試センター広報委員会規則

(設置)

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における広報に関する基本的事項を審議するため、広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 広報活動の方針に関すること。
- 二 情報発信に関すること。
- 三 広報誌、パンフレット等の発行に関すること。
- 四 その他広報に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 理事
- 二 試験・研究統括官
- 三 試験・研究副統括官
- 四 試験・研究統括補佐官
- 五 部長
- 六 総務課長
- 七 その他、理事長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、別に定める。

附 則（平成23年4月28日）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月30日）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。